

a) ei											
2) SI	BMIT DOCUMENT ②エナジック用 カンゲンクし お申込み日2021年 1年 Mo 月 Day 日	 シジット (しずれかに) (1) 訪問販売取得 (2) 連鎖販売取得 	引 ご契約する	翻 T T T 104-0031 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル7F T EL.03-5205-6030 FAX.03-5205-6035							
ĺ	ご契約日2021年 Mo 月 Day 日 2021年 Mo 月 Day 日 に関する保頂および、運帯保証人は、裏面記載の「ご契約の内容」に関する条項および、「個人情報の取扱し に関する同意条項」に同意の上、申し込みをします。	契約番号		TEL.05-5205-0050 PAX.05-5205-0055							
	フリガナ Tel. * Name Sign/ Stamp * Name Full Name * Full Name Spouse Children * 「新男女 照照 Yr * Mo Day, Age main fielder 子供 他家族 号 * 新聞 Mobile phone number	付帯する役務・権利・商品等の提供(いずれかにつき) 有の場合は、内容を 「欄に記載のこと (別紙明細) 一番に記載のこと (別紙明細) 一番に記載のこと (別紙明細) 一番・ 一番 一番 「欄に記載のこと (別紙明細) 一番・ 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一番 一番	受付 / 決裁 /	確認 年 月 日 時 分 22 確認者 ・本人 ・							
C	* [〒] Address Address 中国 Address 中国 Address Please print clearly and include zipcode, bldg name and apt# Credit card 約 約 1.62所有家族所有分類マンション 2.社宅家屋 か 1.会社員 2.公務員 3.自営業 4.自由業 教 Annual 20ジットカード所有		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	者 日 控 有・無 縮 認 年 月 日 時 日 時							
	番 番 Address の 「	**Please take a look from the Sample Form and copy pricings belo ①現金価格合計(税込) ②お申込み金(頭金)		確認者 ·本人 · 確認先 ·自宅 ·勤務先 担当者 人 ·携帯 当者 人 ·携帯 日 確認 ·規帯 日 一人 · · 確認 · · 日 · ·							
FAX	業務 内容 Type of occupation 所属 部署 Department 役職 Position 従業 員数 Number of employees 勤練 年数 Yr 29/37 ** (If applicable or required) Guarantor Name 印 電子 Phone number 密書 Spouse F Spouse 日 和成 Yr Mo Day_L Age 属男 Age 属男 Spouse 有・無 第 1	③差引残高(①-②) ④分割払手数料 ⑤分割支払金合計(③+④) ⑥お支払総額(②+⑤)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	保 確認者 · 本人 ·							
)	R	第1回目分割支払金× 1 第2回目以降 分割支払金× 回 おまび お支払期間 および お支払回数 End YR 年 End Mo まで 日 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	copy (e send original ② & ③ only) to c Co., Ltd							
	フリガナ 電子 日 <t< td=""><td>お支払方法 コンビニ払い (Cash / Card お支払明細書の送付先 自 宅 商品 ご契約日から 日以内</td><td>● 株式 一 株式</td><td>のお問い合わせ先 エナジック 都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル7F</td></t<>	お支払方法 コンビニ払い (Cash / Card お支払明細書の送付先 自 宅 商品 ご契約日から 日以内	● 株式 一 株式	のお問い合わせ先 エナジック 都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル7F							
	C C<	 商品 ご契約日から 日以内 約品先 自 宅 ●概要書面(入会のご案内)受領日 20 Yr 年 Mo 月 Day ●分割払契約の内容を明らかにする書面(本書面)受領 20 Yr 年 Mo 月 Day 	 ^元 TEL.03-5205 住	ributor Information se include: ress, Name, Distributor ID#, il, Phone number							
	「日本の」「「本の」」「「本の」」」 個人情報○お客様がお申込みされた、または契約した事実に関する情報は、与信判断および与信後の管理のの取扱にため、当社が加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟与信業者および当該機関と関する 提携する他の個人信用情報機関の加盟与信業者により利用されます。 ご注意○詳細内容は別紙の、「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご確認ください。	20 YF 年 Mo 月 Day 私は、内容を十分理解し上記両書面を正に受知しま 受領者 ご署名 Signature Stam	□ / 店電話番号 / E-mail	8							

3 SUBMIT DOCUMENT

③【エナジック分割払に関する保証依頼書兼保証委託契約書】 ※必ずお申込人ご本人様が、直筆にて太枠内の項目をはっきり正確にご記入ください。

お申込み日 20 匥 月 フリガナ 申込者 Sign/ Stamp (契約者) Full Name フリガナ 連帯保証, Sign/ (If applicable or required) 連帯保証人 予定者 Guarantor Name

私は、株式会社おきしん(以下、「保証会社」という)の保証により、株式会社エナジックに次記載の「個 人情報の取扱いに関する同意書」に同意の上、別紙の通りエナジック分割払契約の申込をします。尚、 保証条件は保証会社宛に提出する次記載の保証委託約款に基づき、各々その条項に従い債務弁済の 義務を履行することを約束致します。また、この申込にあたり、以下の条項に同意します。

「エナジック分割払申込について」

- 1. 私は、エナジック分割払契約の保証を依頼するにあたって、保証会社の保証が得られない場合が生じ ても一切異議を述べません。
- 2. 保証会社の保証が得られない場合には、エナジック分割払契約が不成立となったことに異議を述べま せん。尚、この場合に私が申込時に差入れたエナジック分割払契約書及び関係書類は無効とし、かつ 返却されないことに異議を述べません。
- 3. 私は、株式会社エナジック及び保証会社が自宅・勤め先・携帯電話に電話で連絡することを承諾するも のとします。

【個人情報の取扱いに関する同意書】

本申込・契約に係る個人情報の提供、登録、使用に関する同意内容は以下のとおりです。 1.【個人情報の使用】

- 株式会社おきしん(以下、「当社」という)は、当社が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」と いう)及び加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という)に契約者及び連帯保 証人(申込者及び連帯保証人予定者を含む。以下同じ)の個人情報が登録されている場合には、当 該個人情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。
- 2. 【個人情報の信用情報機関への提供】

当社は、契約者及び連帯保証人に係る本申込及び本契約に基づく個人情報(本人を特定するための) 情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号 等)、並びに申込日及び申込商品種別等の情報(以下、「申込情報」という)、契約内容に関する情報 (契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、 入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務 整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を、加盟先機関に提供します。

3.【個人情報の登録】

加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は照会日から6カ月以内です。また、当該個人情報のうち、 本人を特定するための情報については契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが 登録されている期間、契約内容に関する情報、返済状況に関する情報、取引事実に関する情報の登 録期間は契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該 事実の発生日から1年以内)です。

- 4.【個人情報の他会員への提供】
- 加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供 します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は当該情報を返済又は支払能力を調査する目的の みに使用します。
- 5. (当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関)

当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は以下の とおりです。

- (当社が加盟する信用情報機関)
- 株式会社日本信用情報機構 TEL 0570-055-955 http://www.jicc.co.jp/ (当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関)
- 全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414 http://www.cic.co.jp/
- 開示等の手続について
- 契約者及び連帯保証人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情 報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うこと ができます。
- 【株式会社エナジックの窓口】
- 名称 : 株式会社エナジック
- 住所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル7F
- TEL : 03-5205-6030 FAX : 03-5205-6035
- 【保証会社の窓口】
- 名称 : 株式会社おきしん
- 住所 : 〒900-0036 沖縄県那覇市西2-4-12
- TEL : 098-943-4790 FAX : 098-943-4794

【保証委託契約】

私は、株式会社エナジック(以下、「甲」という)とのエナジック分割払契約(以下、「原契約」という)に より現在及び将来において負担する一切の債務についての保証を、以下の条項(以下、「本契約」という) に従い株式会社おきしん(以下、「乙」という)に委託します。

- 第1条(契約期間)
- 本契約の有効期間は、原契約基づく私の甲との一切の取引が終了するまでとします。
- 第2条(委託の範囲)
 - 1. 私が乙に委託する保証の範囲は原契約に基づき、私が甲に対して負担する購入代金の元本、利 息、遅延損害金の全額とします(以下、「保証債務」という)。
 - 2. 乙による受託及び保証は、乙が保証を適当と認めて保証決定を行い、本契約の成立をもって原契 約が成立するものとします。
 - 3、保証債務の内容は、原契約、その他原契約に付随又は関連して私と甲との間で締結された契約の 各条項によるものとします。
- 第3条(連帯保証人)
- 1. 連帯保証人は、乙に対し、原契約に定める義務を負います。また、連帯保証人は私と連帯して乙に 対して本契約に基づく私一切の履行を保証します。これは本契約が更新された場合も同様とします。
- 2. 連帯保証人が、私の負担する債務を私の代わりに乙に弁済した場合でも、連帯保証人は乙に対し、 求償することはできないことに同意します。
- 第4条(担保の提供)
 - 1. 私の資力又は信用力に著しい変動が生じたときは、直ちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従い、 乙の承認した連帯保証人をたて、又は乙が相当と認める担保を差し入れます。
 - 2. 前項に基づき連帯保証人又は担保を提供後、当該連帯保証人の資力又は信用力に著しい変動 が生じ、もしくは当該担保の一部又は全部の滅失その他担保価値の変動が生じたときは、直ちに その旨を乙に通知し、乙の指示に従い、連帯保証人又は担保を追加するものとし、その後も同様と します。
 - 3. 代位弁済その他により乙が譲受け又は乙に移転した担保又は連帯保証人についても、前項と同 様とします。
- 第5条(代位弁済)
 - 1. 私が保証債務の全部又は一部の履行を遅滞したため、又は保証債務の期限を利益を喪失したた め、乙が甲から代位弁済の履行を求められたときは、私又は連帯保証人に対して何ら通知・催告を 要せず、乙は甲に対し保証債務の全部又は一部を弁済することに同意します。
 - 2. 乙の前項の弁済によって甲に代位する権利の行使に関しては、私が甲との間で締結した契約のほ か、本契約の各条項が適用されるものとします。
- 第6条(求償権の事前行使)
 - 1. 私又は連帯保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、乙は、第5条による代位弁 済前であっても、通知・催告を要せず、かつ何ら担保の提供をすることなく、私に対し、直ちに保証 債務に相当する金額を求償することができるものとし、私は直ちにこれを支払います。
 - (1) 仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通 知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始、特定調停手続開始その他これに類 する手続開始の申立てがあったとき、又は清算の手続に入ったとき。
 - (2) 振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - (3)相続が開始されたとき。
 - (4)担保物件が滅失したとき。
 - (5)保証債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (6) 私又は乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - (7)債権保全その他乙において必要と認めたとき。
 - (8) 乙に対する住所変更の届出を怠る等、私又は連帯保証人の責めに帰すべき事由によって、乙 において私又は連帯保証人の所在が不明となったとき。
 - 2. 乙が本条により求償権を行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保があ る場合でも同様とします。
- 第7条(求償債務の履行)
- 1. 乙が甲に対し代位弁済を実行した場合、次の金員を私は直ちに乙に支払います。
 - (1)乙の甲に対する代位弁済金 (2)代位弁済手続費用(代位弁済金1回につき弁済金の3%。但し、下限は一律1,000円とする) (3) 乙の私に対する求償権実行又は保全に要した費用(内容証明郵便、訴訟費用等、弁護士費
- 用、交通費当を含む)。 2. 私ないし連帯保証人が本契約に基づき乙に弁済した金員が求償債務の全額を消滅させるに足り ないときは、乙が適当と認める順序により充当するものとし、私ないし連帯保証人はこれに異議を述 べません。また私が本項に反し、求償債務等の弁済に先んじて甲に支払いをした場合、その支払 いは乙に対する支払いとみなし、支払いされた金員を乙は甲から受領することに同意します。
- 3. 私ないし連帯保証人が求償債務等の乙に対する債務の履行を遅延したときは、代位弁済実行日 の翌日から支払済みに至るまで年21.9%の割合による遅延損害金(1年を365日として日割計算) を支払います。ただし、乙が代位弁済を実行した日を含めて15日以内に私ないし、連帯保証人がそ の全ての求償債務等を履行した場合には遅延損害金の支払いを免除することとします。
- 4. 私ないし連帯保証人は乙が求償債権等の権利を行使する場合は本契約書の各条項の他、原契 約の各条項を適用されることに同意します。

- 第8条(届出、調査、報告の義務)
 - 私ないし連帯保証人は、次に定める事由が生じたときは直ちに乙に届出し、乙の指示に従います。
 - (1)住所、氏名、勤務先、電話番号、連絡先等が、本契約及び原契約に記載した事項から変更が あった場合。

株式会社エナジック御中 株式会社おきしん御中

- (2) 収入、近況等について乙から調査、報告を求められたとき。
- (3) 第三者から債権に関する法的手続きを受けたとき、若しくは自ら申立を行ったとき。
- (4) 支払不能及び不渡事故又は、当事者等が死亡したとき。
- (5)私が、前項の届出を怠ったため、乙からなされた通知もしくは送付された書類等が延着又は到 着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとみなすことに私及び連帯保証人 は同意します。
- (6) 私ないし連帯保証人は、乙の求償権保全のため、乙が必要と判断した場合には、私ないし連 帯保証人の戸籍謄本(抄本)の附票、及び除票、除籍謄本等の必要書類を取得することを承 諾し、それらの取得に関し乙に対して全ての権限を乙へ委任することに同意します。
- 第9条(追加的措置)
- 1. 書類の作成、調印を乙から要求された場合は、これを速やかに私は本契約の目的を達するために乙 が必要又は適切とみなす契約書、その他の書類の作成、調印を乙から要求された場合は、これを速 やかに作成、調印して乙に交付します。
- 2. 私が乙に対する弁済等に滞納が発生した場合、乙は私に対し、電話、電報、訪問、差し置き、封書 による通知等、相当の手段により支払いを行うよう督促することに対し異議を述べません。
- 第10条(委託)
- 私は、本契約に基づき受託又は授権された事務の一部又は全部を乙が任意に選定する第三者に委託 することに同意します。
- 第11条(成年後見人等の届出)
 - 1. 私、連帯保証人又はその代理人につき、家庭裁判所の審判により補助、保佐又は後見が開始され た場合には、直ちに成年後見人、保佐人又は補助人の氏名、住所その他必要な事項を書面により 乙に届出ます。
 - 2. 私、連帯保証人又はその代理人につき、家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がなさ れた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名、住所その他必要な事項を書面により乙に届出ます。
- 3. 私、連帯保証人又はその代理人につき、すでに補助、保佐又は後見が開始され、もしくは任意後見 監督人が選任されている場合、もしくは前2項の届出事項に変更等が生じた場合には、直ちに前2 項に準じて届出ます。
- 第12条(保証契約の改定)

私と乙との間の保証契約が改定されたときは、改定後の契約が適用されるものとします。

- 第13条(公正証書の作成) 私は、乙の請求があるときは、本契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の陳述を 記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。
- 第14条(遵守事項)
- 私、連帯保証人は原契約及び本契約の各条項を誠実に遵守します。
- 第15条(協議事項)
- 本契約に定めのない事項については私及び乙は関係法令ないし慣習等に従い、相互に誠意をもって 協議の上処理します。
- 第16条(管轄の合意)
 - 代位弁済後、乙に求償権がある場合に限り、本契約について紛議を生じ裁判の必要があるときは、乙 の本社又は各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意し 生す。
- 笛17条(免啬重顶)

乙が証書等の印影につき、私が届出た印鑑に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引した ときは、証書、印章等につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、これにより生じた損害は、全て私の 負担とし、証書等の文言にしたって責任を問います。

【苦情·相談窓口】

利用者様等からの個人情報に関する苦情・ご相談は次の窓口で対応いたします。

$\mathbf{A} \mathbf{A} \mathbf{A} \mathbf{A} \mathbf{A}$	
連絡先	株式会社エナジック
TEL	(03)5205-6030
FAX	(03)5205-6035
保証No.	

How to write Application of PAYMENT FORM

Installment Payment of KANGEN 8 / Leveluk SD501 & SD501PT New Member

30回払い 30 monthry installments Ŷ 商品(役務)名·型式 数量 金 額 K8 1 547800 ①現金価格合計(税込) 547800 ②お申込み金 (頭金) ③差引残高(①-②) 547800 106821 ④分割払手数料 6 5 4 6 2 1 ⑤分割支払金合計(③+④) 65462 ⑥お支払総額(2+5) 第1回目分割支払金× 回 2 2 4 2 第2回目以降 290 2 1 8 0 0 分割支払金× 回払い 月から 3 0 お支払期間 年 9 9 9 9 および 99年99月27 B お支払回数 お支払方法 コシビニ払い (

30回払い 30 monthry installments												
商品(役務)名·型式	商品(役務)名·型式 数量			金			額					
SD501	1	20.2	4	3	7	8	0	円 0				
し、次の単項会進一	5.006	20	Si.	53.	5	15	A B	円				
는 지원 첫호는 소니. 도난하다, 술科(카)(新	相当	333 [E] []	1		142	1 (3)	50-3 3-24	H H				
1 会口依乎逝,均有	st.	A13		36	14	1100	101 2	H				
①現金価格合計(税)		4	3	7	8	0	円 0					
②お申込み金(頭金	OF C	E.	23	28.9	44		円 0					
③差引残高(①②	24	4	3	7	8	0						
④分割払手数料			8	5	3	7	1					
5分割支払金合計(③+④) ⑥お支払総額(②+⑤)			5	2	3	1	7	円 1				
			5	2	3	1	7	円				
第1回目分割支払金×	< 1		2.2	1	8	5	7	۳ H				
第2回目以降 分割支払金×	29			1	7	4	0	0				
お支払期間 993	₹ g	9 9	月か	5	3	0	区払					
	∓ 9	9 9	月ま		を払日	2	7	B				
お支払方法コンビニ払い(ののののののの)												

